意見の提出の機会及び効力発生前の情報

12　加盟国（注）は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、次のいずれかのものを事前に公表する。

注　この12から15までの規定については、加盟国が特定の措置について利害関係を有する者及び他の加盟国と当該措置の採用の前に協議を行うための異なる制度を有していること並びにこの12に規定する代替手段が異なる法制を反映することを認識する。

(a)　一般に適用される自国の法令であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするもの

(b)　(a)に規定する法令についての十分な詳細を提供する文書であって、利害関係を有する者及び他の加盟国が自己の利益が重大な影響を受けるかどうか及びどのように重大な影響を受けるかについて評価することを可能とするもの

13　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、一般に適用される手続及び行政上の決定であって、１の規定の範囲内の事項に関連して自国が採用しようとするものについて12の規定を適用するよう奨励される。

14　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、利害関係を有する者及び他の加盟国に対し、12又は13の規定に従って公表される措置の案又は文書に関する意見を提出するための合理的な機会を与える。

15　加盟国は、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、14の規定に従って受領した意見を検討する（注）。

注　この15の規定は、サービスの提供に係る許可につき措置を採用し、又は維持する加盟国の最終的な決定に影響を及ぼすものではない。

16　加盟国は、12(a)に規定する法令を公表するに際し、又はその公表の前に、措置を採用するに当たり、実行可能な範囲内で、かつ、自国の法制に適合する方法により、当該法令の目的及び理由を説明するよう奨励される。

17　加盟国は、実行可能な範囲内で、12(a)に規定する法令の条文の公表とサービス提供者が当該法令を遵守しなければならない日との間に合理的な期間を置くよう努める。

照会所

18　加盟国は、１に規定する措置について、サービス提供者又はサービスを提供しようとする者からの照会に回答するための適当な仕組みを維持し、又は設ける（注）。加盟国は、協定第三条及び第四条の規定に従って設置される照会所及び連絡所又は適当な場合には他の仕組みのいずれかを通じて当該照会に応ずることを選択することができる。

注　照会に回答するための仕組みが適当かどうかを決定するに当たり、資源の制約が要素となり得ることが了解される。

措置の策定

19　加盟国は、サービスの提供に係る許可に関連する措置を採用し、又は維持する場合には、次のことを確保する。

(a)　当該措置が客観的な、かつ、透明性を有する基準（注）に基づくこと。

注　当該基準には、特に、サービスを提供する能力（加盟国の規制上の要件に適合する方法によりサービスを提供する能力を含む。）を含めることができる。自国の権限のある当局は、各基準に与えられる重要性を評価することができる。

(b)　手続が公平であること及び申請者が要件を満たすかどうかを証明するに当たり手続が適当なものであること（証明すべき要件が存在する場合に限る。）。

(c)　手続それ自体が、要件が満たされることを不当に妨げないものであること。

(d)　当該措置が男女の間で差別しないものであること（注）。

注　この(d)の規定の適用上、合理的かつ客観的な異なる待遇であって正当な目的を達成することを目的とするもの及び加盟国による男女の間の事実上の平等を促進することを目的とする一時的かつ特別な措置の採用については、差別とはみなさない。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅

（右条約の英文）

**MARRAKESH AGREEMENT ESTABLISHING THE WORLD TRADE ORGANIZATION**
**DONE AT MARRAKESH ON 15 APRIL 1994**

**GENERAL AGREEMENT ON TRADE IN SERVICES**

CERTIFICATION OF IMPROVEMENTS TO SCHEDULES OF SPECIFIC COMMITMENTS

JAPAN

WHEREAS the Council for Trade in Services, on 18 April 2000, adopted Procedures for the Certification of Rectifications or Improvements to Schedules of Specific Commitments (document S/L/84);

WHEREAS, in accordance with the provisions of the above-mentioned Procedures, a draft containing improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments was communicated to Members of the World Trade Organization in document S/C/W/401 on 20 December 2022, and objections to the proposed improvements were received from South Africa on 3 February 2023 (document S/L/474) and India on the same date (document S/L/450), but subsequently a corrigendum to the aforementioned draft was circulated by Japan on 25 January 2024 (document S/C/W/401/Corr.1), in light of which South Africa, on 16 February 2024 (document S/L/482) and India, on 26 February 2024 (document S/L/492), withdrew their respective objections;

WHEREAS on 26 February 2024, the WTO Secretariat issued a communication to all Members to the effect that the certification procedure concerning the above-mentioned improvements has been concluded (document S/L/519);

IT IS HEREBY CERTIFIED that the annexed improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments are established in conformity with the above mentioned Procedures.

The annexed improvements to Japan's Schedule of Specific Commitments become effective in accordance with the notification to be given to that effect by the Government of Japan to the Director-General of the World Trade Organization upon completion of Japan's internal procedures.

I hereby furnish a certified true copy of the above-mentioned improvements to each Member of the World Trade Organization.[1] This certification shall be registered in accordance with the provisions of Article 102 of the Charter of the United Nations.

Done at Geneva this twenty-ninth day of July, two thousand and twenty-four.

[1] For ease of reference, the resulting improvements will also be issued as document GATS/SC/46/Suppl.4.